新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 19 号
平成29年３月10日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

規　　則

5　新潟県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則（都市政策課）

告　　示

228　県政功労き章贈呈（秘書課）
229　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
230　救急病院等の指定（医務薬事課）
231　介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
232　介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
233　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
234　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）
235　児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
236　農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
237　肥料の登録の有効期間更新（農産園芸課）
238　県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
239　県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
240　国土調査の成果認証（農村環境課）
241　公共測量の終了通知（監理課）
242　公共測量の終了通知（監理課）
243　道路の区域変更（道路管理課）
244　道路の供用開始（道路管理課）
245　道路の区域変更（道路管理課）
246　道路の供用開始（道路管理課）
247　土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
248　土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
249　土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
250　土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
251　土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
252　急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）

公　　告

争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
技能検定の合格者の発表（職業能力開発課）
一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

選挙管理委員会告示

5　直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

規　　則

新潟県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年３月10日

新潟県知事　米　山　隆　一

新潟県規則第５号

新潟県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則

新潟県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則（昭和49年新潟県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） **第１条**　この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の４第３項第５号イ及び第６号、第31条の２第２項第14号ハ及び第15号ニ、第62条の３第４項第14号ハ及び第15号ニ並びに第63条第３項第５号イ及び第６号の規定に基づく認定事務に関し、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の４第３項第５号イ及び第６号、第31条の２第２項第15号ハ及び第16号ニ、第62条の３第４項第15号ハ及び第16号ニ並びに第63条第３項第５号イ及び第６号の規定に基づく認定事務に関し、必要な事項を定めるものとする。
（認定申請の手続） **第４条**　法第28条の４第３項第５号イ、第31条の２第２項第14号ハ、第62条の３第４項第14号ハ又は第63条第３項第５号イの規定に基づく認定（以下「優良宅地認定」という。）を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に別記第１号様式の優良宅地認定申請書を知事に提出しなければならない。 ２～６　（略）	（認定申請の手続） **第４条**　法第28条の４第３項第５号イ、第31条の２第２項第15号ハ、第62条の３第４項第15号ハ又は第63条第３項第５号イの規定に基づく認定（以下「優良宅地認定」という。）を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に別記第１号様式の優良宅地認定申請書を知事に提出しなければならない。 ２～６　（略）
（認定に基づく地位の承継） **第10条**　優良宅地認定を受けた者の相続人その他の承継人又は優良宅地認定を受けた者から当該造成区域内の土地の所有権その他当該造成を施行する権原を取得した者（法第31条の２第２項第14号ハ又は第62条の３第４項第14号ハの規定に基づく認定にあつては、これらの規定に規定する個人又は法人に限る。）は、第８条第１項の証明書の交付の申請をするまでの間に限り、その承継について、別記第４号様式による届出書により知事に届け出てその地位を承継することができる。	（認定に基づく地位の承継） **第10条**　優良宅地認定を受けた者の相続人その他の承継人又は優良宅地認定を受けた者から当該造成区域内の土地の所有権その他当該造成を施行する権原を取得した者（法第31条の２第２項第15号ハ又は第62条の３第４項第15号ハの規定に基づく認定にあつては、これらの規定に規定する個人又は法人に限る。）は、第８条第１項の証明書の交付の申請をするまでの間に限り、その承継について、別記第４号様式による届出書により知事に届け出てその地位を承継することができる。
（認定申請の手続） **第12条**　法第28条の４第３項第６号、第31条の２第２項第15号ニ、第62条の３第４項第15号ニ又は第63条第３項第６号の規定に基づく認定（以下「優良住宅認定」という。）を受けようとする者は、住宅の新築工事完了後に、別記第６号様式による優	（認定申請の手続） **第12条**　法第28条の４第３項第６号、第31条の２第２項第16号ニ、第62条の３第４項第16号ニ又は第63条第３項第６号の規定に基づく認定（以下「優良住宅認定」という。）を受けようとする者は、住宅の新築工事完了後に、別記第６号様式による優

良住宅認定申請書を知事に提出しなければならない。ただし、法第31条の２第２項第15号ニ及び第62条の３第４項第15号ニの規定に基づく認定申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に工事が進ちよくしている場合においては、工事完了前においても行うことができる。

２　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)～(3)　(略)

(4) 建築基準法第７条第５項の規定による検査済証又はその写し（法第31条の２第２項第15号ニ又は第62条の３第４項第15号ニに基づく認定の申請を住宅の新築の工事完了前に行う場合にあつては、この限りでない。）

(5)～(10)　(略)

３・４　(略)

（認定申請の手続の特例）

第13条　住宅の新築の工事完了前に法第31条の２第２項第15号ニ又は第62条の３第４項第15号ニの規定に基づく認定を受けた者であつて、新築の工事完了後に法第28条の４第３項第６号又は第63条第３項第６号の規定に基づく認定を受けようとするものは、別記第６号様式による優良住宅認定申請書に、法第31条の２第２項第15号ニ又は第62条の３第４項第15号ニの規定に基づく認定を受けた旨及び認定番号を記載して知事に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)　(略)

(2) 法第31条の２第２項第15号ニ又は第62条の３第４項第15号ニの規定に基づく認定を受けた後の設計上の変更事項等に関する書類

(3)　(略)

別記

第１号様式（第４条関係）

優良宅地認定申請書

租税特別措置法第28条の４第３項第５号イ、第31条の２第２項第14号ハ、第62条の３第４項第14号ハ、第63条第３項第５号イの規定に基づき、優良な宅地（住宅建設の用に供する優良な宅地）の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。 （略）	新潟県収入証紙貼付欄
（略）	

備考　１・２　(略)

良住宅認定申請書を知事に提出しなければならない。ただし、法第31条の２第２項第16号ニ及び第62条の３第４項第16号ニの規定に基づく認定申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に工事が進ちよくしている場合においては、工事完了前においても行うことができる。

２　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)～(3)　(略)

(4) 建築基準法第７条第５項の規定による検査済証又はその写し（法第31条の２第２項第16号ニ又は第62条の３第４項第16号ニに基づく認定の申請を住宅の新築の工事完了前に行う場合にあつては、この限りでない。）

(5)～(10)　(略)

３・４　(略)

（認定申請の手続の特例）

第13条　住宅の新築の工事完了前に法第31条の２第２項第16号ニ又は第62条の３第４項第16号ニの規定に基づく認定を受けた者であつて、新築の工事完了後に法第28条の４第３項第６号又は第63条第３項第６号の規定に基づく認定を受けようとするものは、別記第６号様式による優良住宅認定申請書に、法第31条の２第２項第16号ニ又は第62条の３第４項第16号ニの規定に基づく認定を受けた旨及び認定番号を記載して知事に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)　(略)

(2) 法第31条の２第２項第16号ニ又は第62条の３第４項第16号ニの規定に基づく認定を受けた後の設計上の変更事項等に関する書類

(3)　(略)

別記

第１号様式（第４条関係）

優良宅地認定申請書

租税特別措置法第28条の４第３項第５号イ、第31条の２第２項第15号ハ、第62条の３第４項第15号ハ、第63条第３項第５号イの規定に基づき、優良な宅地（住宅建設の用に供する優良な宅地）の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。 （略）	新潟県収入証紙ちよう付欄
（略）	

備考　１・２　(略)

３　認定申請に当たつては、申請文中該当しない部分を抹消すること。

なお、申請が法第31条の２第２項第14号ハ又は第62条の３第４項第14号ハに基づくもの以外の場合には、造成宅地の概要の欄中２については、記載しないこと。

第２号様式（第８条関係）

優良宅地証明申請書

租税特別措置法第28条の４第３項第５号イ、第31条の２第２項第14号ハ、第62条の３第４項第14号ハ、第63条第３項第５号イの規定に基づき、

年　月　日付け認定番号第　号の下記宅地造成につき、認定の内容に適合している旨の証明をしてくださるよう申請します。

（略）

第６号様式（第12条、第13条関係）

優良住宅認定申請書

租税特別措置法第28条の４第３項第６号、第31条の２第２項第15号ニ、第62条の３第４項第15号ニ、第63条第３項第６号の規定に基づき、優良な住宅の供給に寄与する旨の認定を申請します。 （略）	新潟県収入証紙貼付欄
（略）	

備考　１～４　（略）

５　住宅の新築事業の概要の欄中６の（　）内の消費税及び地方消費税抜・消費税及び地方消費税込の別については、建築費の算定方式に応じ該当するものに○を付けること。申請が法第31条の２第２項第15号ニ又は第62条の３第４項第15号ニの規定に基づく一団の住宅に係るものである場合については別紙２の「住宅の建築費（消費税及び地方消費税抜・消費税及び地方消費税込）」の（　）内の消費税及び地方消費税抜・消費税及び地方消費税込の別について建築費の算定方式に応じ該当するものに○を付けること。

６　申請が法第31条の２第２項第15号ニ又は第62条の３第４項第15号ニの規定に基づくもの以外の場合には、住宅新築事業の概要の欄中７及び８については、記載しないこと。

７　申請が法第31条の２第２項第15号ニ又は第62条の３第４項第15号ニの規定に基づく一団の住宅に係るものである場合に

３　認定申請に当たつては、申請文中該当しない部分を抹消すること。

なお、申請が法第31条の２第２項第15号ハ又は第62条の３第４項第15号ハに基づくもの以外の場合には、造成宅地の概要の欄中２については、記載しないこと。

第２号様式（第８条関係）

優良宅地証明申請書

租税特別措置法第28条の４第３項第５号イ、第31条の２第２項第15号ハ、第62条の３第４項第15号ハ、第63条第３項第５号イの規定に基づき、

年　月　日付け認定番号第　号の下記宅地造成につき、認定の内容に適合している旨の証明をしてくださるよう申請します。

（略）

第６号様式（第12条、第13条関係）

優良住宅認定申請書

租税特別措置法第28条の４第３項第６号、第31条の２第２項第16号ニ、第62条の３第４項第16号ニ、第63条第３項第６号の規定に基づき、優良な住宅の供給に寄与する旨の認定を申請します。 （略）	新潟県収入証紙ちよう付欄
（略）	

備考　１～４　（略）

５　住宅の新築事業の概要の欄中６の（　）内の消費税及び地方消費税抜・消費税及び地方消費税込の別については、建築費の算定方式に応じ該当するものに○を付けること。申請が法第31条の２第２項第16号ニ又は第62条の３第４項第16号ニの規定に基づく一団の住宅に係るものである場合については別紙２の「住宅の建築費（消費税及び地方消費税抜・消費税及び地方消費税込）」の（　）内の消費税及び地方消費税抜・消費税及び地方消費税込の別について建築費の算定方式に応じ該当するものに○を付けること。

６　申請が法第31条の２第２項第16号ニ又は第62条の３第４項第16号ニの規定に基づくもの以外の場合には、住宅新築事業の概要の欄中７及び８については、記載しないこと。

７　申請が法第31条の２第２項第16号ニ又は第62条の３第４項第16号ニの規定に基づく一団の住宅に係るものである場合に

あつては、住宅新築事業の概要の欄中１、３及び４については、当該一団の住宅の所在地及び名称、床面積の合計並びに敷地面積を記載し、それぞれの住宅については別紙２に記載すること。この場合において、同欄中５及び６については記載しないこと。 ８　申請が既に法第31条の２第２項第15号ニ又は第62条の３第４項第15号ニの規定に基づく認定を受けた住宅についての法第28条の４第３項第６号又は第63条第３項第６号の規定に基づく認定の申請である場合にあつては、その旨並びに既に受けた認定の年月日及び番号を摘要欄に記載すること。 ９　（略） （略）	あつては、住宅新築事業の概要の欄中１、３及び４については、当該一団の住宅の所在地及び名称、床面積の合計並びに敷地面積を記載し、それぞれの住宅については別紙２に記載すること。この場合において、同欄中５及び６については記載しないこと。 ８　申請が既に法第31条の２第２項第16号ニ又は第62条の３第４項第16号ニの規定に基づく認定を受けた住宅についての法第28条の４第３項第６号又は第63条第３項第６号の規定に基づく認定の申請である場合にあつては、その旨並びに既に受けた認定の年月日及び番号を摘要欄に記載すること。 ９　（略） （略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

◎新潟県告示第228号

新潟県県政功労者顕彰等に関する規則（昭和28年新潟県規則第35号）第４条の規定により、次の者に県政功労き章を贈呈した。

平成29年３月10日

新潟県知事　米　山　隆　一

氏　名	居住する市町村
小林　林一	上越市

◎新潟県告示第229号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の２第１項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成29年３月10日

新潟県知事　米　山　隆　一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社ライフパートナー	燕市灰方374－４	ライフパートナー県央ステーション	燕市灰方374－４	訪問看護	H29.1.20
株式会社ライフパートナー	燕市灰方374－４	ライフパートナー県央ステーション	燕市灰方374－４	介護予防訪問看護	H29.1.20
株式会社生活サポーターふるまい	見附市本所１丁目26番18号	けんこうクラブ	見附市新町１丁目17番25号	通所介護	H28.11.1

株式会社生活サポーターふるまい	見附市本所１丁目26番18号	けんこうクラブ	見附市新町１丁目17番25号	介護予防通所介護	H28.11.1
メディカル・ケア・サービス新潟株式会社	新潟市中央区鳥屋野南３丁目25番14号	愛の家グループホーム上越吉川	上越市吉川区下町1511番地	認知症対応型共同生活介護	H29.1.24
メディカル・ケア・サービス新潟株式会社	新潟市中央区鳥屋野南３丁目25番14号	愛の家グループホーム上越吉川	上越市吉川区下町1511番地	介護予防認知症対応型共同生活介護	H29.1.24
メディカル・ケア・サービス新潟株式会社	新潟市中央区鳥屋野南３丁目25番14号	愛の家グループホーム上越名立	上越市名立区赤野俣659－１	認知症対応型共同生活介護	H29.1.25
メディカル・ケア・サービス新潟株式会社	新潟市中央区鳥屋野南３丁目25番14号	愛の家グループホーム上越名立	上越市名立区赤野俣659－１	介護予防認知症対応型共同生活介護	H29.1.25
メディカル・ケア・サービス新潟株式会社	新潟市中央区鳥屋野南３丁目25番14号	愛の家グループホーム上越源	上越市下源入125番地	認知症対応型共同生活介護	H28.11.20
メディカル・ケア・サービス新潟株式会社	新潟市中央区鳥屋野南３丁目25番14号	愛の家グループホーム上越源	上越市下源入125番地	介護予防認知症対応型共同生活介護	H28.11.20
医療法人社団成蹊会	三条市南新保10－24	介護老人保健施設好日庵	三条市南新保10－24	介護予防通所リハビリテーション	H28.12.7
医療法人社団成蹊会	三条市南新保10－24	介護老人保健施設好日庵	三条市南新保10－24	介護予防短期入所療養介護	H29.2.3

◎新潟県告示第230号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条に規定する救急病院である。

平成29年３月10日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　名　　称　独立行政法人国立病院機構新潟病院
２　所 在 地　柏崎市赤坂町３番52号
３　有効期間　平成29年４月12日から
　　平成32年４月11日まで

◎新潟県告示第231号

介護保険法（平成９年法律第123号）第75条第２項（又は第115条の５第２項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成29年３月10日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ウエカツ工業株式会社特殊機器製造部	新潟県上越市三和区野 5903 番 12	ウエカツ工業株式会社	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	平成 29 年２月９日	平成 27 年３月 31 日
ウエカツ工業株式会社特殊機器	新潟県上越市三和区野 5903 番 12	ウエカツ工業株式会社	特定福祉用具販売	平成 29 年２月９日	平成 27 年３月 31 日

製造部			特定介護予防福祉用具販売		

◎新潟県告示第232号

介護保険法（平成９年法律第123号）第82条第２項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成29年３月10日

新潟県知事　米　山　隆　一

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
ウエカツ居宅介護支援事業所	新潟県上越市三和区野5903番12	ウエカツ工業株式会社	平成29年２月９日	平成27年３月31日
せきかわ調剤薬局居宅介護支援事業所	新潟県岩船郡関川村大字下関897番地	有限会社スガイ	平成29年１月18日	平成29年２月28日

◎新潟県告示第233号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第１項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年３月10日

新潟県知事　米　山　隆　一

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
居宅介護	訪問介護ステーションすみれ	新発田市住吉町４丁目５番24号	有限会社新発田家政婦紹介所	平成29年３月１日
重度訪問介護				
同行援護				

◎新潟県告示第234号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第２項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成29年３月10日

新潟県知事　米　山　隆　一

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
居宅介護	介護事業所おひさま	阿賀野市西岡320番地	介護事業所おひさま合同会社	平成29年２月28日
重度訪問介護				

◎新潟県告示第235号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の３第１項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年３月10日

新潟県知事　米　山　隆　一

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス　ココン新発田	新発田市新栄町１丁目10－16	合同会社 K’ s　Decas	平成29年３月１日

◎新潟県告示第236号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第１項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から２週間、次の場所において縦覧に供する。

平成29年３月10日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

1　農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	17者	上中沢外舟橋680番ほか237筆　22.2ha
阿賀野市	20者	小浮加次免８番１ほか182筆　17.3ha
胎内市	７者	乙下野地2654番２ほか38筆　3.6ha
聖籠町	１者	上大谷内古見取348番ほか２筆　0.3ha
新潟市	80者	北区長戸327番ほか705筆　65.3ha
三条市	19者	井栗道田丙757番ほか150筆　14.8ha
燕市	13者	長所前田川西792番ほか71筆　10.3ha
田上町	３者	田上331番２ほか45筆　2.5ha
弥彦村	２者	弥彦金鉢242番ほか70筆　5.9ha
長岡市	83者	桂町早生田37番１ほか1,496筆　117.0ha
見附市	13者	明晶町内川原1531番ほか97筆　11.0ha
十日町市	12者	仁田3285番ほか78筆　7.6ha
上越市	８者	青野2993番ほか425筆　40.9ha
妙高市	３者	上四ツ屋前川原221番１ほか81筆　13.2ha
糸魚川市	２者	堀切稲場953番20ほか５筆　0.7ha
佐渡市	26者	窪田1257番２ほか185筆　27.5ha
合　計	309者	3,883筆　359.9ha

2　申請年月日

平成29年３月１日

3　縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課
新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4　意見書の提出

法第18条第３項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第237号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第２項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

平成29年３月10日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

登録番号	新潟県生第412号
肥料の種類	混合有機質肥料
肥料の名称	混合有機ワールドエース432
保証成分量	窒素全量　　4.0パーセント りん酸全量　3.0パーセント 加里全量　　2.0パーセント
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり

生産業者の名称及び住所	ニイガタオーレス株式会社 新潟県胎内市中村浜698番地42
有効期間	平成29年３月15日から平成35年３月14日

◎新潟県告示第238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営加治川地区区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年３月10日

新潟県新発田地域振興局長

１　縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

２　縦覧に供する期間

平成29年３月13日から平成29年４月10日まで

３　縦覧に供する場所

新発田市役所加治川庁舎

４　その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア　この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ　また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

ウ　ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営伊米ヶ崎地区区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年３月10日

新潟県魚沼地域振興局長

１　縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

２　縦覧に供する期間

平成29年３月13日から平成29年４月10日まで

３　縦覧に供する場所

魚沼市役所

４　その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア　この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ　また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

ウ　ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

　なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第240号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年３月10日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
新潟市	新潟市の地籍図及び地籍簿 二本木一丁目の一部
糸魚川市	糸魚川市の地籍図及び地籍簿 大字鬼伏の一部
糸魚川市	糸魚川市の地籍図及び地籍簿 大字鬼舞の一部

２　認証年月日

平成29年３月２日

◎新潟県告示第241号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、新潟県知事（村上地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成29年３月10日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　作業種類　公共測量（県営経営体育成基盤整備事業　女川地区　地区境界測量）

２　作業期間　平成28年６月24日から平成29年２月17日まで

３　作業地域　岩船郡関川村大字小和田ほか地内

◎新潟県告示第242号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、国土交通省北陸地方整備局　新潟港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成29年３月10日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　作業種類　公共水準測量（２級）

２　作業期間　平成28年６月16日から平成29年２月23日まで

３　作業地域　新潟港（東港地区、西港地区）及び周辺、新潟空港、新潟西海岸等

◎新潟県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年３月10日

新潟県知事　米　山　隆　一

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　長岡栃尾巻線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
長岡市上塩字原田1400番３から 同市塩新町字堀之内444番２まで	新	7.3～30.3メートル	336.2メートル
	旧	(A)6.8～14.5メートル	336.5メートル
		(B)7.0～17.0メートル	336.5メートル

備考　上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年３月10日

新潟県知事　米　山　隆　一

１　路　線　名　県道　長岡栃尾巻線

２　供用開始の区間

長岡市上塩字原田1400番３から同市塩新町字堀之内444番２まで

３　供用開始の期日　平成29年３月10日

◎新潟県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年３月10日

新潟県知事　米　山　隆　一

１　道路の種類　一般国道

２　路　線　名　291号

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
南魚沼市東泉田字保々島1089番６から 同市坂戸字羽黒887番10まで	新	16.0～40.5メートル	128.4メートル
	旧	16.0～40.5メートル	129.1メートル

備考　路線の重用

全区間県道大月六日町線と重用

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　大月六日町線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
南魚沼市東泉田字保々島1089番６から	新	16.0～40.5メートル	128.4メートル
同市坂戸字羽黒887番10まで	旧	16.0～40.5メートル	129.1メートル

備考　路線の重用
　　全区間一般国道291号と重用

◎新潟県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年３月10日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　路　線　名　　一般国道　291号

２　供用開始の区間

南魚沼市東泉田字保々島1089番６から同市坂戸字羽黒887番10まで

３　供用開始の期日　　平成29年３月10日

◎新潟県告示第247号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成18年３月31日新潟県告示第545号）を次のとおり解除する。

平成29年３月10日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山田１地区	長岡市寺泊山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田２地区	長岡市寺泊山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上荒町地区	長岡市寺泊上荒町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二ノ関地区	長岡市寺泊二ノ関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田町地区	長岡市寺泊上田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
磯町地区	長岡市寺泊磯町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第248号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成18年５月16日新潟県告示第863号）を次のとおり解除する。

平成29年３月10日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大町地区	長岡市寺泊大町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蔵場町地区	長岡市寺泊蔵場町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒町地区	長岡市寺泊荒町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第249号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成22年２月26日新潟県告示第274号）を次のとおり解除する。

平成29年３月10日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吉谷地区	上越市安塚区坊金	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第250号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年３月10日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大川戸地区	長岡市大川戸、栃堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下平地区	長岡市大川戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大川戸(2)地区	長岡市大川戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大川戸(1)地区	長岡市大川戸	次の図のとおり	土石流
泉地区	長岡市栃尾泉、栃尾宮沢、大川戸	次の図のとおり	地すべり
大川戸地区	長岡市大川戸	次の図のとおり	地すべり
巻渕地区	長岡市巻渕	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

巻渕２丁目地区	長岡市巻渕	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大和田(2)地区	長岡市寺泊大和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺泊大和田(H25)地区	長岡市寺泊大和田、寺泊金山、寺泊田ノ尻、寺泊花立、寺泊松沢町、寺泊小川町、寺泊上荒町、寺泊香清水、寺泊年友、寺泊二ノ関、寺泊烏帽子平、寺泊横掛、寺泊長峯	次の図のとおり	地すべり
郷本地区	長岡市寺泊郷本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七ツ石地区	長岡市寺泊郷本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
郷本(2)地区	長岡市寺泊郷本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
郷本(3)地区	長岡市寺泊郷本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
郷本地区	長岡市寺泊郷本	次の図のとおり	地すべり
山田１地区	長岡市寺泊山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田２地区	長岡市寺泊山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田３地区	長岡市寺泊山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
志戸橋(1)地区	長岡市寺泊志戸橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
明ヶ谷南地区	長岡市寺泊明ヶ谷、寺泊志戸橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
志戸橋(2)地区	長岡市寺泊志戸橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
志戸橋(3)地区	長岡市寺泊志戸橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
志戸橋(4)地区	長岡市寺泊志戸橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
志戸橋(6)地区	長岡市寺泊志戸橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
志戸橋(7)地区	長岡市寺泊志戸橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
志戸橋地区	長岡市寺泊志戸橋	次の図のとおり	土石流
居村沢地区	長岡市寺泊志戸橋	次の図のとおり	土石流
郷本地区	長岡市寺泊明ヶ谷、寺泊田頭、寺泊志戸橋	次の図のとおり	地すべり
上荒町地区	長岡市寺泊上荒町、寺泊上片町、寺泊松沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

二ノ関地区	長岡市寺泊片町、寺泊上荒町、寺泊上片町、寺泊二ノ関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松沢町地区	長岡市寺泊松沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
花立(1)地区	長岡市寺泊花立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
花立(2)地区	長岡市寺泊花立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松沢町地区	長岡市寺泊花立、寺泊香清水	次の図のとおり	土石流
田ノ尻地区	長岡市寺泊田ノ尻、寺泊金山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大町地区	長岡市寺泊上田町、寺泊大町、寺泊片町、寺泊二ノ関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田町地区	長岡市寺泊荒町、寺泊上田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蔵場町地区	長岡市寺泊磯町、寺泊蔵場町、寺泊一枚田、寺泊鼠山、寺泊敷ノ川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒町地区	長岡市寺泊荒町、寺泊蔵場町、寺泊鼠山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一里塚地区	長岡市寺泊一里塚、寺泊荒町、寺泊赤坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
磯町地区	長岡市寺泊磯町、寺泊白岩、寺泊庚塚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蔵場町地区	長岡市磯町、寺泊敷ノ川、寺泊一枚田、寺泊蔵場町	次の図のとおり	土石流
白岩(2)地区	長岡市寺泊白岩、寺泊藪田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白岩(1)地区	長岡市寺泊白岩	次の図のとおり	土石流
白岩(2)地区	長岡市寺泊白岩、寺泊藪田	次の図のとおり	土石流
藪田(2)地区	長岡市寺泊野積、寺泊藪田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藪田(3)地区	長岡市寺泊小屋場、寺泊湊町、寺泊藪田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藪田(1)地区	長岡市寺泊藪田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

２　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
関田(1)地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関田(2)地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

関田(3)地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関田(4)地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関田(5)地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関田(6)地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関田(7)地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関田(8)地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関田(9)地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関田(10)地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関田(11)地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬戸川地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	土石流
中川地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	土石流
上関田(1)地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	地すべり
上関田(2)地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	地すべり
関田地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	地すべり
田麦(1)地区	上越市大島区田麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦(2)地区	上越市大島区田麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦(3)地区	上越市大島区田麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦(4)地区	上越市大島区田麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦(5)地区	上越市大島区田麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦(6)地区	上越市大島区田麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦(7)地区	上越市大島区田麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦(8)地区	上越市大島区田麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦(9)地区	上越市大島区田麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦(10)地区	上越市大島区田麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

田麦(11)地区	上越市大島区田麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦地区	上越市大島区田麦	次の図のとおり	土石流
田麦地区	上越市大島区田麦	次の図のとおり	地すべり
田切沢地区	上越市清里区上深澤	次の図のとおり	土石流
上深沢地区	上越市清里区上深澤	次の図のとおり	地すべり
百々向川地区	上越市清里区上田島	次の図のとおり	土石流
上田島地区	上越市清里区上田島	次の図のとおり	地すべり
下大倉地区	上越市清里区荒牧	次の図のとおり	地すべり
大平(7)地区	上越市大島区大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平(8)地区	上越市大島区大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入場地区	上越市大島区大平	次の図のとおり	地すべり
板山(1)地区	上越市大島区板山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板山(2)地区	上越市大島区板山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板山(3)地区	上越市大島区板山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板山(4)地区	上越市大島区板山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板山(5)地区	上越市大島区板山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板山(6)地区	上越市大島区板山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板山(7)地区	上越市大島区板山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板山(8)地区	上越市大島区板山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板山(9)地区	上越市大島区板山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板山地区	上越市大島区板山	次の図のとおり	土石流
大原(1)地区	上越市安塚区大原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大原(2)地区	上越市安塚区大原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大原(3)地区	上越市安塚区大原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大原(4)地区	上越市安塚区大原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大原(2)地区	上越市安塚区大原	次の図のとおり	地すべり
竹平地区	上越市大島区嶺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤尾(1)地区	上越市大島区嶺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤尾(2)地区	上越市大島区嶺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
嶺(1)地区	上越市大島区嶺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
嶺(2)地区	上越市大島区嶺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
嶺(3)地区	上越市大島区嶺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
嶺(4)地区	上越市大島区嶺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
角間地区	上越市大島区嶺	次の図のとおり	地すべり
嶺地区	上越市大島区嶺	次の図のとおり	地すべり
切光(1)地区	上越市牧区切光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切光(2)地区	上越市牧区切光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切光(3)地区	上越市牧区切光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切光(4)地区	上越市牧区切光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
漆原地区	上越市牧区切光	次の図のとおり	地すべり
久江の峰地区	上越市牧区切光	次の図のとおり	地すべり
向山地区	上越市牧区切光	次の図のとおり	地すべり
坊金地区	上越市安塚区坊金	次の図のとおり	土石流
原山(2)地区	上越市安塚区坊金	次の図のとおり	地すべり
吉谷地区	上越市安塚区坊金	次の図のとおり	地すべり
砂田上地区	上越市 柿崎区法音寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
法音寺(1)地区	上越市 柿崎区法音寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
法音寺(2)地区	上越市 柿崎区法音寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

法音寺(3)地区	上越市 柿崎区法音寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
屋敷添地区	上越市柿崎区百木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿崎(1)地区	上越市柿崎区柿崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿崎(2)地区	上越市柿崎区柿崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿崎(3)地区	上越市柿崎区柿崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿崎(4)地区	上越市柿崎区柿崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿崎(5)地区	上越市柿崎区柿崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿崎(6)地区	上越市柿崎区柿崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿崎(7)地区	上越市柿崎区柿崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小萱(1)地区	上越市 柿崎区小萱	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小萱(2)地区	上越市 柿崎区小萱	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小萱中沢地区	上越市 柿崎区小萱	次の図のとおり	土石流
米山川地区	上越市 柿崎区小萱	次の図のとおり	土石流
小萱(1)地区	上越市 柿崎区小萱	次の図のとおり	土石流
小萱(2)地区	上越市 柿崎区小萱	次の図のとおり	土石流
小萱地区	上越市 柿崎区小萱	次の図のとおり	地すべり
城腰地区	上越市柿崎区城腰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水尻地区	上越市柿崎区城腰	次の図のとおり	地すべり
道寺沢地区	上越市柿崎区旭平	次の図のとおり	土石流
向坂沢地区	上越市柿崎区旭平	次の図のとおり	土石流
旭平地区	上越市柿崎区旭平	次の図のとおり	地すべり
栃窪地区	上越市柿崎区栃窪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
湯ノ谷地区	上越市柿崎区栃窪	次の図のとおり	土石流
栃窪地区	上越市柿崎区栃窪	次の図のとおり	地すべり

松留地区	上越市柿崎区松留	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松留地区	上越市柿崎区松留	次の図のとおり	土石流
下灰庭新田地区	上越市柿崎区下灰庭新田	次の図のとおり	土石流
上小野地区	上越市柿崎区上小野	次の図のとおり	土石流
入河沢(1)地区	上越市吉川区入河沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入河沢(2)地区	上越市吉川区入河沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入河沢(3)地区	上越市吉川区入河沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
国谷沢地区	上越市吉川区入河沢	次の図のとおり	土石流
大阪沢地区	上越市吉川区入河沢	次の図のとおり	土石流
入河沢地区	上越市吉川区入河沢	次の図のとおり	土石流
入河沢①(H25)地区	上越市吉川区入河沢	次の図のとおり	地すべり
入河沢②(H25)地区	上越市吉川区入河沢	次の図のとおり	地すべり
石谷(1)地区	上越市吉川区石谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石谷(2)地区	上越市吉川区石谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石谷沢地区	上越市吉川区石谷	次の図のとおり	土石流
アワラ地区	上越市吉川区石谷	次の図のとおり	地すべり
東横山(1)地区	上越市柿崎区東横山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東横山(2)地区	上越市柿崎区東横山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東横山(3)地区	上越市柿崎区東横山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東横山(4)地区	上越市柿崎区東横山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東横山地区	上越市柿崎区東横山	次の図のとおり	土石流
今田代地区	上越市柿崎区東横山	次の図のとおり	地すべり
今田代（追加）地区	上越市柿崎区東横山	次の図のとおり	地すべり
平沢地区	上越市柿崎区平沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上仲子地区	上越市柿崎区平沢	次の図のとおり	地すべり
稲市(1)地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三春(1)地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三春(2)地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲市(2)地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川田(1)地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川田(2)地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川田(3)地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川田(4)地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川田(5)地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川田(6)地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲市中沢地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	土石流
川田南沢地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	土石流
三春沢地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	土石流
川田三春沢地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	土石流
川田地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	土石流
黒岩(1)地区	上越市柿崎区黒岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒岩(2)地区	上越市柿崎区黒岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒岩(3)地区	上越市柿崎区黒岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒岩(4)地区	上越市柿崎区黒岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒岩(5)地区	上越市柿崎区黒岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒岩(6)地区	上越市柿崎区黒岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒岩(7)地区	上越市柿崎区黒岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒岩(1)地区	上越市柿崎区黒岩	次の図のとおり	土石流

黒岩(2)地区	上越市柿崎区黒岩	次の図のとおり	土石流
黒岩(3)地区	上越市柿崎区黒岩	次の図のとおり	土石流
沢西地区	上越市柿崎区黒岩	次の図のとおり	地すべり
南黒岩地区	上越市柿崎区黒岩	次の図のとおり	地すべり
吉露川地区	上越市柿崎区黒岩	次の図のとおり	地すべり
北旭平地区	上越市柿崎区黒岩	次の図のとおり	地すべり
筒方(2)地区	上越市板倉区筒方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
筒方(3)地区	上越市板倉区筒方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
筒方(4)地区	上越市板倉区筒方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
筒方(5)地区	上越市板倉区筒方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青柳(1)地区	上越市清里区青柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青柳(2)地区	上越市清里区青柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青柳(3)地区	上越市清里区青柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青柳(4)地区	上越市清里区青柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坊ヶ池川地区	上越市清里区青柳	次の図のとおり	土石流
青柳(1)地区	上越市清里区青柳	次の図のとおり	土石流
青柳(2)地区	上越市清里区青柳	次の図のとおり	土石流
青柳地区	上越市清里区青柳	次の図のとおり	地すべり
屋敷(1)地区	上越市大字土口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
屋敷(2)地区	上越市大字土口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土口(1)地区	上越市大字土口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土口(2)地区	上越市大字土口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土口(1)地区	上越市大字土口	次の図のとおり	土石流
土口(2)地区	上越市大字土口	次の図のとおり	土石流

土口(3)地区	上越市大字土口	次の図のとおり	土石流
土口(4)地区	上越市大字土口	次の図のとおり	土石流
土口(5)地区	上越市大字土口	次の図のとおり	土石流
土口地区	上越市大字土口	次の図のとおり	地すべり
増沢(1)地区	上越市大字増沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
増沢(2)地区	上越市大字増沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南谷地区	上越市大字増沢	次の図のとおり	土石流
増沢地区	上越市大字増沢	次の図のとおり	地すべり
大渕地区	上越市大字増沢	次の図のとおり	地すべり
外場地区	上越市大字岩木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩木(1)地区	上越市大字岩木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩木(2)地区	上越市大字岩木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩木(3)地区	上越市大字岩木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩木(4)地区	上越市大字岩木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩木(5)地区	上越市大字岩木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩木(6)地区	上越市大字岩木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩木(7)地区	上越市大字岩木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩木(8)地区	上越市大字岩木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩木(9)地区	上越市大字岩木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
正善寺川右支川(3)地区	上越市大字岩木	次の図のとおり	土石流
大谷沢川地区	上越市大字岩木	次の図のとおり	土石流
岩木(1)地区	上越市大字岩木	次の図のとおり	土石流
岩木(2)地区	上越市大字岩木	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第251号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年３月10日

新潟県知事　米　山　隆　一

１　長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大川戸地区	長岡市大川戸、栃堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下平地区	長岡市大川戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大川戸(2)地区	長岡市大川戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
巻渕地区	長岡市巻渕	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
巻渕２丁目地区	長岡市巻渕	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大和田(2)地区	長岡市寺泊大和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
郷本地区	長岡市寺泊郷本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七ツ石地区	長岡市寺泊郷本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
郷本(2)地区	長岡市寺泊郷本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
郷本(3)地区	長岡市寺泊郷本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田１地区	長岡市寺泊山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田２地区	長岡市寺泊山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田３地区	長岡市寺泊山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
志戸橋(1)地区	長岡市寺泊志戸橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
明ヶ谷南地区	長岡市寺泊明ヶ谷、寺泊志戸橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
志戸橋(2)地区	長岡市寺泊志戸橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
志戸橋(3)地区	長岡市寺泊志戸橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
志戸橋(4)地区	長岡市寺泊志戸橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
志戸橋(7)地区	長岡市寺泊志戸橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上荒町地区	長岡市寺泊上荒町、寺泊上片町、寺泊松沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

二ノ関地区	長岡市寺泊片町、寺泊上荒町、寺泊上片町、寺泊二ノ関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松沢町地区	長岡市寺泊松沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
花立(1)地区	長岡市寺泊花立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
花立(2)地区	長岡市寺泊花立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松沢町地区	長岡市寺泊花立、寺泊香清水	次の図のとおり	土石流
田ノ尻地区	長岡市寺泊田ノ尻、寺泊金山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大町地区	長岡市寺泊上田町、寺泊大町、寺泊片町、寺泊二ノ関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田町地区	長岡市寺泊荒町、寺泊上田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蔵場町地区	長岡市寺泊磯町、寺泊蔵場町、寺泊一枚田、寺泊鼠山、寺泊敷ノ川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒町地区	長岡市寺泊荒町、寺泊蔵場町、寺泊鼠山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一里塚地区	長岡市寺泊一里塚、寺泊荒町、寺泊赤坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
磯町地区	長岡市寺泊磯町、寺泊白岩、寺泊庚塚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蔵場町地区	長岡市磯町、寺泊敷ノ川、寺泊一枚田、寺泊蔵場町	次の図のとおり	土石流
白岩(2)地区	長岡市寺泊白岩、寺泊藪田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白岩(2)地区	長岡市寺泊白岩、寺泊藪田	次の図のとおり	土石流
藪田(2)地区	長岡市寺泊野積、寺泊藪田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藪田(3)地区	長岡市寺泊小屋場、寺泊湊町、寺泊藪田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藪田(1)地区	長岡市寺泊藪田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

２　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
関田(1)地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関田(2)地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

関田(5)地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関田(7)地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関田(9)地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関田(10)地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中川地区	上越市板倉区関田	次の図のとおり	土石流
田麦(1)地区	上越市大島区田麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦(2)地区	上越市大島区田麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦(5)地区	上越市大島区田麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦(6)地区	上越市大島区田麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦(7)地区	上越市大島区田麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦(8)地区	上越市大島区田麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦(9)地区	上越市大島区田麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田切沢地区	上越市清里区上深澤	次の図のとおり	土石流
百々向川地区	上越市清里区上田島	次の図のとおり	土石流
大平(8)地区	上越市大島区大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板山(3)地区	上越市大島区板山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板山(5)地区	上越市大島区板山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板山(6)地区	上越市大島区板山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板山(8)地区	上越市大島区板山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板山(9)地区	上越市大島区板山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板山地区	上越市大島区板山	次の図のとおり	土石流
大原(1)地区	上越市安塚区大原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大原(2)地区	上越市安塚区大原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大原(3)地区	上越市安塚区大原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大原(4)地区	上越市安塚区大原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤尾(1)地区	上越市大島区嶺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
嶺(1)地区	上越市大島区嶺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
嶺(2)地区	上越市大島区嶺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
嶺(3)地区	上越市大島区嶺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切光(1)地区	上越市牧区切光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切光(2)地区	上越市牧区切光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切光(3)地区	上越市牧区切光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切光(4)地区	上越市牧区切光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坊金地区	上越市安塚区坊金	次の図のとおり	土石流
砂田上地区	上越市柿崎区法音寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
法音寺(1)地区	上越市柿崎区法音寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
法音寺(3)地区	上越市柿崎区法音寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
屋敷添地区	上越市柿崎区百木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿崎(1)地区	上越市柿崎区柿崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿崎(5)地区	上越市柿崎区柿崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿崎(6)地区	上越市柿崎区柿崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小萱(1)地区	上越市柿崎区小萱	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小萱中沢地区	上越市柿崎区小萱	次の図のとおり	土石流
小萱(1)地区	上越市柿崎区小萱	次の図のとおり	土石流
城腰地区	上越市柿崎区城腰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道寺沢地区	上越市柿崎区旭平	次の図のとおり	土石流
栃窪地区	上越市柿崎区栃窪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松留地区	上越市柿崎区松留	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

松留地区	上越市柿崎区松留	次の図のとおり	土石流
入河沢(1)地区	上越市吉川区入河沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入河沢(2)地区	上越市吉川区入河沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入河沢(3)地区	上越市吉川区入河沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大阪沢地区	上越市吉川区入河沢	次の図のとおり	土石流
石谷沢地区	上越市吉川区石谷	次の図のとおり	土石流
東横山(2)地区	上越市柿崎区東横山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東横山(3)地区	上越市柿崎区東横山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東横山(4)地区	上越市柿崎区東横山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲市(1)地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三春(1)地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三春(2)地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲市(2)地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川田(1)地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川田(2)地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川田(3)地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川田(4)地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川田(5)地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川田(6)地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲市中沢地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	土石流
川田地区	上越市柿崎区川田	次の図のとおり	土石流
黒岩(1)地区	上越市柿崎区黒岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒岩(2)地区	上越市柿崎区黒岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒岩(3)地区	上越市柿崎区黒岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

黒岩(4)地区	上越市柿崎区黒岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒岩(5)地区	上越市柿崎区黒岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒岩(6)地区	上越市柿崎区黒岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒岩(7)地区	上越市柿崎区黒岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒岩(2)地区	上越市柿崎区黒岩	次の図のとおり	土石流
筒方(2)地区	上越市板倉区筒方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青柳(4)地区	上越市清里区青柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青柳(1)地区	上越市清里区青柳	次の図のとおり	土石流
屋敷(1)地区	上越市大字土口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
屋敷(2)地区	上越市大字土口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土口(1)地区	上越市大字土口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土口(2)地区	上越市大字土口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土口(2)地区	上越市大字土口	次の図のとおり	土石流
土口(3)地区	上越市大字土口	次の図のとおり	土石流
増沢(1)地区	上越市大字増沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
増沢(2)地区	上越市大字増沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外場地区	上越市大字岩木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩木(2)地区	上越市大字岩木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩木(5)地区	上越市大字岩木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩木(7)地区	上越市大字岩木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩木(9)地区	上越市大字岩木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩木(1)地区	上越市大字岩木	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第252号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び糸魚川地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年３月10日

新潟県知事　米　山　隆　一

１　区域の名称

寺地(2)急傾斜地崩壊危険区域

２　区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱１号から13号までを順次結んだ線及び標柱13号と１号を結んだ線に囲まれた区域

糸魚川市

大字寺地字小入

1698番	１号から３号
1697番	４号及び５号
1696番	６号及び７号

大字寺地字海田谷内

3006番	８号
3008番３	９号
3009番	10号
3013番	11号及び12号
3040番	13号

公　告

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項の規定により、新潟県医療労働組合連合会執行委員長塩谷義夫から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成29年３月10日

新潟県知事　米　山　隆　一

１　要求事項

待遇改善、人員要求、医療提供体制に関する要求、その他の要求

２　期　間

平成29年３月16日午前０時以降本問題解決まで

３　場　所

新潟市秋葉区東金沢1459－１
新潟勤労者医療協会　下越病院
新潟市秋葉区東金沢1459－１
新潟メディカルプラン　みのり薬局
新潟市中央区入船町３－3629－１
新潟勤労者医療協会　舟江診療所
新潟市中央区入船町３－3629－１
介護老人保健施設　入舟
新潟市中央区沼垂東６－４－12
新潟勤労者医療協会　沼垂診療所
新潟市東区空港西１－15－17
新潟勤労者医療協会　ときわ診療所
新潟市西区寺尾東３－８－35
新潟勤労者医療協会　坂井輪診療所
新潟市秋葉区田家２－１－30
新潟勤労者医療協会　かえつクリニック
新潟市秋葉区荻野町３－８
介護老人保健施設　おぎの里

長岡市前田１－６－７
ながおか医療生協　ながおか生協診療所
長岡市西新町２－３－22
ながおか医療生協　生協かんだ診療所
新潟市南区上下諏訪木770－１
白根保健生協　新潟白根総合病院
新潟市南区助次右エ門組５
介護老人保健施設　みずき苑
新潟市東区竹尾４－13－３
新潟医療生協　木戸病院
新潟市東区上木戸５－２－１
新潟医療生協　木戸クリニック
新潟市東区上木戸５－２－１
新潟医療生協　なじょも
新潟市東区上木戸２－１－35
介護老人保健施設　ほほえみの里きど
新潟市東区東中野山６－17－５
新潟医療生協　石山診療所

４　概　　要

救急外来患者及び入院・入所中の重症患者のための保安要員を除く全部、又は一部組合員によるストライキ、その他の争議行為

技能検定の合格者の発表について（公告）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第１項、第46条第２項及び職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第３条の規定により実施した平成28年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成29年３月10日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

等級　　検定職種（作業名）
　　受検番号

特級

金属熱処理
B0001

機械加工
B0001

金属プレス加工
B0002　　B0003

仕上げ
A甲0001

電子機器組立て
A甲0002

電気機器組立て
B0003

建設機械整備
B0001

プラスチック成形
A甲0001　　A甲0002　　A甲0005　　B0004

１級

さく井
（パーカッション式さく井工事作業）
A甲0002　　A甲0003　　A甲0004　　A甲0005　　A甲0006　　A甲0007　　C0002　　C0003　　C0004
C0005　　C0006　　C0009　　C0011　　C0012　　C0013

（ロータリー式さく井工事作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0004　A甲0005　A甲0006　A甲0009　A甲0012
A甲0014　A甲0015　A甲0016　A甲0017　A甲0018　A甲0019　A甲0020　B0001
B0003　C0002　C0003　C0004
鍛造
（ハンマ型鍛造作業）
A甲0001　A甲0003　A甲0004　A甲0006　A甲0007　C0001
（プレス型鍛造作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0004
金型製作
（プレス金型製作作業）
A甲0001
（プラスチック成形用金型製作作業）
A甲0002
工場板金
（機械板金作業）
B0001　C0001
（数値制御タレットパンチプレス板金作業）
C0001　C0002
機械検査
（機械検査作業）
A甲0007　A甲0008　A甲0009
電気機器組立て
（シーケンス制御作業）
C0001　C0002
半導体製品製造
（集積回路チップ製造作業）
A甲0001
（集積回路組立て作業）
B0001　C0001
プリント配線板製造
（プリント配線板製造作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0005　C0001
自動販売機調整
（自動販売機調整作業）
B0001　B0002
空気圧装置組立て
（空気圧装置組立て作業）
A甲0001　A甲0006　A甲0007　C0002
農業機械整備
（農業機械整備作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0004　A甲0005　A甲0006　A甲0007　A甲0008
A甲0009　A甲0010　A甲0011　A甲0012　A甲0013　A甲0014　A甲0015　B0002
C0001　C0003
冷凍空気調和機器施工
（冷凍空気調和機器施工作業）
A甲0002　A甲0003　A甲0004　A甲0005　A甲0006　B0001　B0002　B0003　C0001
婦人子供服製造
（婦人子供既製服縫製作業）
C0001
製版

（DTP作業）
A甲0003　A甲0004　A甲0005　A甲0007　A甲0008　A甲0010
強化プラスチック成形
（エポキシ樹脂積層防食作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0004　A甲0006　C0001
石材施工
（石材加工作業）
A甲0001　C0001　C0002
パン製造
（パン製造作業）
B0002
みそ製造
（みそ製造作業）
A甲0001　A甲0003　A甲0004　A甲0005
酒造
（清酒製造作業）
A甲0001　A甲0003　A甲0005　A甲0007　A甲0009　A甲0010　A甲0011　A甲0012
A甲0013　A甲0015　A甲0016　A甲0017　A甲0018　A甲0019
建築大工
（大工工事作業）
A甲0001　A甲0003　A甲0004　A甲0006　A甲0008　A甲0010　A甲0013　A甲0014
A甲0015　A甲0016　A甲0019　B0002　B0003　B0004　C0001　C0002　C0003　C0004
C0005　C0008　C0010　C0011　C0013
かわらぶき
（かわらぶき作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003
配管
（建築配管作業）
A甲0002　A甲0004　A甲0007　A甲0008　A甲0009　A甲0011　A甲0016　A甲0019
A甲0020　A甲0021　A甲0022　A甲0024　B0002　B0003　C0005　C0007　C0010
厨房設備施工
（厨房設備施工作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　C0001
型枠施工
（型枠工事作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0004　A甲0005　A甲0007　A甲0008　A甲0010
A甲0012　A甲0013　A甲0014　A甲0016　A甲0017　A甲0019　A甲0020　A甲0024
A甲0025　A甲0027　A甲0028　A甲0030　A甲0031　B0001　B0002　B0003　C0002
C0003
鉄筋施工
（鉄筋組立て作業）
A甲0004　A甲0005　A甲0006　A甲0007　A甲0008　A甲0009　A甲0011　A甲0015　B0001
C0001　C0002
コンクリート圧送施工
（コンクリート圧送工事作業）
A甲0001　A甲0004　A甲0007　A甲0008　A甲0009　A甲0011　B0001　C0001　C0003
防水施工
（塩化ビニル系シート防水工事作業）
A甲0002　C0001　C0002　C0003　C0004　C0005　C0006　C0007
（改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）
C0002

カーテンウォール施工
（金属製カーテンウォール工事作業）
A甲0001　A甲0006　B0001　C0002
ガラス施工
（ガラス工事作業）
A甲0001　A甲0007　A甲0008　C0001
機械・プラント製図
（機械製図ＣＡＤ作業）
A甲0001　A甲0004　C0003
電気製図
（配電盤・制御盤製図作業）
A甲0002　B0001
塗装
（鋼橋塗装作業）
B0001　C0001　C0002　C0003　C0004
単一等級
樹脂接着剤注入施工
（樹脂接着剤注入工事作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0004　A甲0012　A甲0014　B0001　B0002　B0003
C0001　C0002
路面標示施工
（加熱ペイントマシンマーカー工事作業）
D0001
２級
さく井
（パーカッション式さく井工事作業）
A甲0003　A甲0007　A甲0010　A甲0011　A甲0018　A甲0019　C0003
（ロータリー式さく井工事作業）
A甲0001　A甲0003　A甲0005　A甲0007　C0001　C0002　C0003
鍛造
（ハンマ型鍛造作業）
A甲0001　A甲0002　C0001　C0002　C0003　C0004　C0005
（プレス型鍛造作業）
A甲0002　C0001
工場板金
（機械板金作業）
A甲0003　A甲0005　A甲0006　A甲0007　A甲0008　A甲0009　C0001
（数値制御タレットパンチプレス板金作業）
A甲0001　A甲0002
機械検査
（機械検査作業）
A甲0001　A甲0004　A甲0012　A甲0022　A甲0024　A甲0030　A甲0031　A甲0032
A甲0038　A甲0041　A甲0045　C0010　C0011
電気機器組立て
（シーケンス制御作業）
A甲0003　A甲0006　A甲0007　A甲0009　C0005
半導体製品製造
（集積回路組立て作業）
A甲0002　C0001
自動販売機調整
（自動販売機調整作業）

A甲0002　A甲0006
空気圧装置組立て
（空気圧装置組立て作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0007　A甲0010　A甲0011　C0001　C0003　C0004
農業機械整備
（農業機械整備作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0006　A甲0007　A甲0009　A甲0013　A甲0014
A甲0015　A甲0016　A甲0017　A甲0019　A甲0020　A甲0021　A甲0022　B0001　B0002
B0003　B0004　B0005　C0003
冷凍空気調和機器施工
（冷凍空気調和機器施工作業）
A甲0001　A甲0005　A甲0008　A甲0010　B0001　B0003　C0001
婦人子供服製造
（婦人子供既製服縫製作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0004　B0001
和裁
（和服製作作業）
A甲0001
製版
（DTP作業）
A甲0003　A甲0004　A甲0007　A甲0008　A甲0010　A甲0011
製本
（製本作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0004　A甲0005　A甲0006　A甲0007　A甲0008
A甲0009　A甲0010　A甲0011　A甲0012　A甲0013　A甲0014　A甲0015
強化プラスチック成形
（エポキシ樹脂積層防食作業）
B0001
パン製造
（パン製造作業）
A甲0001
菓子製造
（洋菓子製造作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0004　A甲0005
（和菓子製造作業）
A甲0001　C0001
みそ製造
（みそ製造作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0004　A甲0005　A甲0007　A甲0008　A甲0009
A甲0010　A甲0011　A甲0012　A甲0013　A甲0015　A甲0016　A甲0017　A甲0018
A甲0019
酒造
（清酒製造作業）
A甲0001　A甲0004　A甲0005　A甲0006　A甲0007　A甲0009　A甲0010　A甲0011
A甲0012　A甲0013　A甲0015　A甲0017　A甲0018　A甲0019　A甲0020　A甲0021
A甲0022　C0001　C0002　C0003
建築大工
（大工工事作業）
A甲0009　A甲0015　A甲0017　A甲0023　A甲0028　A甲0029　A甲0044　A甲0045
A甲0046　A甲0048　B0001　B0003　C0002　C0003　C0010　C0017　C0018　C0019
C0020　C0023　C0024　C0025　C0026　C0027　C0028　C0029　C0030　D0001

かわらぶき
（かわらぶき作業）
A甲0001　A甲0002
配管
（建築配管作業）
A甲0001　A甲0004　A甲0010　A甲0016　A甲0017　A甲0019　A甲0025　A甲0026
A甲0029　A甲0030　B0001　B0003　C0001　C0004　C0007　C0008　C0010　C0012
C0013　C0014　C0015　C0016　C0017　C0019
厨房設備施工
（厨房設備施工作業）
A甲0001　C0001
鉄筋施工
（鉄筋組立て作業）
A甲0002　A甲0005　A甲0006　A甲0007　A甲0008　A甲0011　A甲0012　C0001
コンクリート圧送施工
（コンクリート圧送工事作業）
A甲0002　A甲0003　A甲0004　A甲0005　B0001　B0002
カーテンウォール施工
（金属製カーテンウォール工事作業）
C0002
ガラス施工
（ガラス工事作業）
C0001
機械・プラント製図
（機械製図ＣＡＤ作業）
A甲0005　A甲0006　A甲0007　A甲0010　A甲0011　A甲0014　A甲0015　B0001　C0002
C0003　C0005　C0008　C0009　C0010　C0011
電気製図
（配電盤・制御盤製図作業）
A甲0001　A甲0006　B0001
金属材料試験
（組織試験作業）
A甲0006　C0001
塗装
（建築塗装作業）
D0001
（鋼橋塗装作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0004　C0001　C0002　C0003
義肢・装具製作
（義肢製作作業）
C0001
（装具製作作業）
B0001
３級
機械加工
（普通旋盤作業）
B0001　B0004　B0005
機械検査
（機械検査作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0004　A甲0005　A甲0006　A甲0007　A甲0008
A甲0009　A甲0010　A甲0011　A甲0012　A甲0013　A甲0014　A甲0016　A甲0017

A甲0018　A甲0019　A甲0020　A甲0021　A甲0022　A甲0023　A甲0024　A甲0025
A甲0026　A甲0027　A甲0028　A甲0029　A甲0030　A甲0031　A甲0032　A甲0033
A甲0034　A甲0035　A甲0036　A甲0037　A甲0038　A甲0039　A甲0040　A甲0042
A甲0043　A甲0044　A甲0045　A甲0046　A甲0047　A甲0048　A甲0050　A甲0051
A甲0052　A甲0053　A甲0054　A甲0055　A甲0056　A甲0057　A甲0058　A甲0060
A甲0062　A甲0063　A甲0064　A甲0065　A甲0067　A甲0068　A甲0069　A甲0070
A甲0071　A甲0072　A甲0073　A甲0074　A甲0075　A甲0076　A甲0082　A甲0083
A甲0084　A甲0085　A甲0086　A甲0087　A甲0088　A甲0089　A甲0091　A甲0092
A甲0094　A甲0095　A甲0096　A甲0097　A甲0098　A甲0099　A甲0100　A甲0101
A甲0102　A甲0103　A甲0104　A甲0105　A甲0106　A甲0107　A甲0108　A甲0109
A甲0110　A甲0111　A甲0112　A甲0113　A甲0114　A甲0115　A甲0116　A甲0117
A甲0118　A甲0119　A甲0120　A甲0121　A甲0123　A甲0124　A甲0125　A甲0129
A甲0134　A甲0136　A甲0138　A甲0140　A甲0141　A甲0142　A甲0143　A甲0146
A甲0147　A甲0148　A甲0149　A甲0152　A甲0154　A甲0155　A甲0157　A甲0158
A甲0159　A甲0161　A甲0164　A甲0166　A甲0167　A甲0168　A甲0169　B0001
C0001　C0002　C0003　C0004

電気機器組立て

（シーケンス制御作業）

A甲0002　A甲0004　A甲0005　A甲0007　A甲0010　A甲0015　A甲0020　A甲0021
A甲0023　A甲0024　A甲0028　A甲0030　A甲0034　A甲0035　A甲0038　A甲0043
A甲0045　A甲0048　A甲0049　A甲0050　C0001

冷凍空気調和機器施工

（冷凍空気調和機器施工作業）

A甲0001　A甲0007　A甲0008　A甲0009　A甲0010　A甲0012　A甲0014　A甲0016
A甲0017　A甲0018　A甲0019　A甲0020　A甲0021　A甲0022　A甲0023　A甲0024
A甲0025　A甲0026　A甲0027　A甲0028　A甲0029　A甲0030　A甲0031　A甲0034
C0001

建築大工

（大工工事作業）

A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0004　A甲0005　A甲0007　A甲0008　A甲0009
A甲0012　A甲0013　A甲0014　A甲0016　A甲0017　A甲0018　A甲0020　A甲0021
A甲0022　A甲0023　A甲0024　A甲0025　A甲0026　A甲0027　A甲0028　A甲0029
A甲0030　A甲0031　A甲0033　A甲0034　A甲0035　A甲0036　A甲0037　A甲0038
A甲0039　A甲0040　A甲0041　A甲0042　A甲0043　A甲0044　A甲0045　A甲0046
A甲0047　A甲0048　A甲0049　A甲0050　A甲0051　A甲0052　A甲0053　A甲0054
A甲0055　A甲0056　A甲0059　A甲0060　A甲0061　A甲0062　A甲0063　A甲0065
A甲0066　A甲0067　A甲0068　A甲0069　A甲0070　A甲0071　A甲0072　A甲0073
A甲0075　A甲0076　A甲0077　A甲0078　A甲0079　A甲0080　A甲0081　A甲0082
A甲0083　A甲0084　A甲0085　A甲0086　A甲0087　A甲0088　A甲0089　A甲0090
A甲0091　A甲0092　A甲0093　A甲0094　A甲0095　A甲0096　A甲0098　B0001　B0002
C0001　C0002

配管

（建築配管作業）

A甲0001　A甲0003　A甲0004　A甲0005　A甲0006　A甲0013　A甲0016　A甲0017
A甲0022　A甲0023　A甲0024　A甲0028　A甲0030　A甲0031　A甲0032　A甲0035
A甲0036　A甲0038　B0001　B0002　B0004　C0002　C0003　C0004

テクニカルイラストレーション

（テクニカルイラストレーションＣＡＤ作業）

A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0004　A甲0006　A甲0007　A甲0008　A甲0009
A甲0010　A甲0014　A甲0015　A甲0016　A甲0017　A甲0019　A甲0022　A甲0024
A甲0025

機械・プラント製図
（機械製図ＣＡＤ作業）
A甲0003　A甲0004　A甲0005　A甲0006　C0001　C0002
貴金属装身具製作
（貴金属装身具製作作業）
A甲0002　A甲0004　A甲0005　A甲0007　A甲0011

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、除雪機械等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成29年３月10日

新潟県知事　米　山　隆　一

１　入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ア	ロータリ除雪車（2.2m級）	２台
イ	ロータリ除雪車（2.2m級、ロング雪切板、後輪ダブルタイヤ付）	１台
ウ	ロータリ除雪車（2.2m級、スイング式雪切板、後輪ダブルタイヤ付）	１台
エ	ロータリ除雪車（2.6m、220kW級、スイングオーガ装置付）	１台
オ	ロータリ除雪車（2.6m、220kW級、180°スイングオーガ装置付）	１台
カ	除雪グレーダ（4.0m級、シャッターブレード付）	１台
キ	除雪ドーザ（８ｔ級、反転エッジ付）	１台
ク	除雪ドーザ（14ｔ級、反転エッジ付）	３台
ケ	除雪ドーザ（14ｔ級、反転エッジ、両サイドシャッター付）	２台
コ	除雪ドーザ（18ｔ級、反転エッジ付）	１台
サ	除雪ドーザ（18ｔ級、マルチプラウ、反転エッジ付）	２台
シ	小形除雪車（1.0m級）	５台
ス	小形除雪車（1.3m級）	１台
セ	小形除雪車（1.0m級、草刈装置用着脱装置付）	１台

(2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。

(3) 納入期限
平成29年10月31日（火）

(4) 納入場所
入札説明書による。

(5) 入札方法
落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「除雪機械価格」という。）に自賠責保険料を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった除雪機械価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格
入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
(2) 指名停止期間中の者でないこと。
(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
(4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。
(5) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることが確認できた者であること。

３　入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号　950－8570
新潟県新潟市中央区新光町４番地１
新潟県出納局会計検査課物品契約係
電話番号　025－280－5490
Ｅメール　ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等
入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法
この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。
また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限
平成29年４月20日（木）　午後５時

(5) 開札の日時及び場所
平成29年４月21日（金）　午前10時
新潟県庁出納局会計検査課入札室

４　その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
免除する。

(3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品入札参加資格審査申請書を平成29年３月31日（金）午後５時までに、上記３(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成29年４月11日（火）午後５時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記３(1)の場所に提出しなければならない。
また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。
入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法
規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否
要

(9) 不当介入に対する通報報告
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(10)　契約の停止等
当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年６月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11)　調達手続の停止
平成29年度新潟県一般会計予算が議決されなかった場合及び国の平成29年度一般会計予算が議決されなかった場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(12)　その他

詳細は入札説明書による。

５　Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

① Rotary snow blower (Clearing width: 2.2-meter class) ［２］ units

② Rotary snow blower with long-type snow-cutting blade and rear twin wheels (Clearing width: 2.2-meter class) ［１］ unit

③ Rotary snow blower with swing-type snow cutting blade and rear twin wheels (Clearing width: 2.2-meter class) ［１］ unit

④ Rotary snow blower with snow bank clearing auger device (Clearing width: 2.6-meter class; rated output: 220-kilowatt class) ［１］ unit

⑤ Rotary snow blower with 180 degrees-type snow bank clearing auger device (Clearing width: 2.6-meter class; rated output: 220-kilowatt class) ［１］ unit

⑥ Snow removing motor grader (Blade length: 4.0-meter class) ［１］ unit

⑦ Snow plow with reversible edge (Wheel type: ８-ton class) ［１］ unit

⑧ Snow plow with reversible edge (Wheel type: 14-ton class) ［３］ units

⑨ Snow plow with reversible edge and dual-side shutters (Wheel type: 14-ton class) ［２］ units

⑩ Snow plow with reversible edge (Wheel type: 18-ton class) ［１］ unit

⑪ Snow plow with multi-purpose plow and reversible edge (Wheel type: 18-ton class) ［２］ units

⑫ Small size snow blower (Clearing width: 1.0-meter class) ［５］ units

⑬ Small size snow blower (Clearing width: 1.3-meter class) ［１］ unit

⑭ Small size snow blower with desorption unit for weeding device (Clearing width: 1.0-meter class) ［１］ unit

(2) Deadline for bid participant applications:

５：00P.M. April 11, 2017

(3) Date of bid opening:

10：00A.M. April 21, 2017

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division
Bureau of the Treasury
Niigata Prefectural Government
４－１ Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
950－8570
JAPAN
TEL: 025－280－5490
E-mail：ngt190030@pref.niigata.lg.jp

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第５号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第１項及び第75条第１項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の１の数並びに同法第76条第１項、第80条第１項、第81条第１項及び第86条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条第１項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成29年３月10日

新潟県選挙管理委員会
委員長　長津　光三郎

１　選挙権を有する者の総数の50分の１の数

39,022

２　選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数

343,883

３　県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の３分の１の数

新潟市北区	21,304
新潟市東区	38,883
新潟市中央区	49,932
新潟市江南区	19,318
新潟市秋葉区	21,845
新潟市南区	12,994
新潟市西区	44,178
新潟市西蒲区	16,822
長岡市三島郡	78,414
上越市	55,121
三条市	28,323
柏崎市刈羽郡	25,892
新発田市北蒲原郡	32,068
小千谷市	10,393
加茂市南蒲原郡	11,692
十日町市中魚沼郡	18,682
見附市	11,696
村上市岩船郡	19,881
燕市西蒲原郡	25,238
糸魚川市	12,746
妙高市	9,577
五泉市東蒲原郡	18,423
阿賀野市	12,447
佐渡市	16,605
魚沼市	10,719
南魚沼市南魚沼郡	18,535
胎内市	8,637